

関 係 各 位

堺市 健康福祉局 長寿社会部
介 護 保 険 課 長

本市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱いに関する
今後の取扱いについて（通知）

日頃より、本市介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和4年10月14日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて」が発出されました。

つきましては、本市における要介護認定の臨時的取扱いは、下記のとおりといたしますので、関係各位におかれましては、ご理解・ご協力をお願いします。

記

1. 本市における要介護認定の臨時的取扱いについて

要介護認定の臨時的取扱いは、原則として、現在の有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用します。令和5年4月30日以降に有効期間満了日を迎える被保険者は、通常通り更新認定*を実施します。

※通常通り更新認定：認定調査・主治医意見書の内容に基づき、本市にてコンピュータによる一次判定を実施し、介護認定審査会にて審査判定を行い、その判定結果に基づき本市が被保険者へ要介護・要支援認定を通知すること。

本市においては、厚生労働省からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査において面会が困難なため、調査が実施できない場合は、現在の要介護度で認定有効期間を一律12か月延長する取扱い（以下、「要介護認定の臨時的取扱い」という。）を実施しているところです。

しかしながら、要介護認定においては、認定調査により被保険者の状況を正確に把握することが原則であり、要介護認定の臨時的取扱いを適用することで、保険者として長期間に渡って被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができず、要介護度の長期間にわたる固定により、時として被保険者の利益を損なうおそれもあります。

以上のことから、今般10月に発出された、上記事務連絡に基づき、今後の本市における要介護認定の臨時的取扱いは、原則として、令和4年度までの運用とします。

2. 面会禁止措置等で、認定調査の受け入れができない場合の取扱いについて

令和5年4月30日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者のうち、下記のア)・イ)のいずれかに該当する場合に限り、例外的に現在の要介護度で認定有効期間を一律12か月延長する取扱いを可能とします。

- ア) 介護保険施設や病院等の入所（入院）施設において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、面会禁止等の措置が取られ、認定調査の受け入れが困難である。
- イ) 新型コロナウイルス感染症に関し、上記ア) 以外に、面会が困難で認定調査の受け入れができない、やむを得ない理由がある。

上記ア)・イ)のいずれかに該当するときは、更新認定申請の際、様式第15号（第21条関係）「堺市介護保険要介護・要支援認定申請書」と併せて、「介護保険 要介護・要支援認定 臨時的取扱いに関する申出書」も提出してください。なお、上記イ)に該当する場合は、面会が困難であるやむを得ない理由を具体的に記入してください。

注意！【面会が困難であると判断できない理由の例】

- ・心身の状態に変化が見られないため
 - ・新型コロナウイルス感染症が流行しているため 等
- ※このような理由であれば、要介護認定の臨時的取扱いの適用を見送ります。

また、本市において、申出書の理由を確認する中で、対面による認定調査が可能と判断した時は、通常の更新認定として取扱う場合がありますので、予めご了承ください。

3. 満了日が令和5年4月30日以降の要介護認定の臨時的取扱い適用者への通知

満了日が令和5年4月30日以降の要介護認定の臨時的取扱いを適用した被保険者への通知は、これまで同様、現在の要介護度で有効期間を12か月延長した介護保険被保険者証を交付します。なお、介護保険被保険者証は、手続き完了次第、順次被保険者へ送付します。

延長した有効期間の満了前であっても、心身の状態が変化した等の場合は、区分変更の申請を行うことが可能です。また、延長した有効期間満了60日前から更新申請を行うことができます。

4. 要介護等認定調査実施困難（可能）施設届出書の廃止

令和5年4月30日以降に有効期間満了を迎える被保険者のうち、要介護認定の臨時的取扱いの適用に際しては、様式第15号（第21条関係）「堺市介護保険要介護・要支援認定申請書」と併せて「介護保険 要介護・要支援認定 臨時的取扱いに関する申出書」の提出も依頼することから、現行の「(様式1) 要介護等認定調査実施困難施設届出書」及び「(様式2) 要介護等認定調査実施可能施設届出書」による届出は令和5年3月1日付をもって廃止します。

なお、令和5年3月1日以降に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から面会禁止等の措置がある入所（入院）施設の入所（入院）者の更新認定申請を行う際は、被保険者1名につき、様式第15号（第21条関係）「堺市介護保険要介護・要支援認定申請書」と「介護保険 要介護・要支援認定 臨時的取扱いに関する申出書」を提出してください。

【参考資料】

現在の有効期間満了日	次の更新認定有効期間開始日	次の更新認定 申請受付開始日 (60 日前初日)	要介護認定の臨時的取扱い	備考
令和 4 年 12 月 31 日	令和 5 年 1 月 1 日	令和 4 年 11 月 1 日 (火)	適用できる	
令和 5 年 1 月 31 日	令和 5 年 2 月 1 日	令和 4 年 12 月 2 日 (金)	適用できる	
令和 5 年 2 月 28 日	令和 5 年 3 月 1 日	令和 5 年 1 月 4 日 (水)	適用できる	
令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年 4 月 1 日	令和 5 年 1 月 30 日 (月)	適用できる	
令和 5 年 4 月 30 日	令和 5 年 5 月 1 日	令和 5 年 3 月 1 日 (水)	原則 適用 不可	※1
↓	↓	↓	↓	↓
令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 1 月 30 日 (火)	原則 適用 不可	※1

※1 要介護認定の臨時的取扱いの適用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から面会が困難で、認定調査が実施できないやむを得ない理由がある場合に限ります。

<問い合わせ先>
 堺市 健康福祉局 長寿社会部
 介護保険課 認定点検係
 担当 越川 (えちかわ)・廣地 (ひろち)
 TEL 072-228-7513